

## 長期優良住宅認定基準の同等性確認事業 料金規程

### (目的)

**第1条** この規程は、一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が定める長期優良住宅認定基準の同等性確認事業 業務規程（以下、「業務規程」という。）第17条に基づき、法人が実施する長期優良住宅認定基準の同等性確認（以下、「同等性確認」という。）に係わる料金に関し、必要事項を定めるものである。

### (料金)

**第2条** 法人は、同等性確認の申込を受けたとき、対象物件ごとに下表に掲げる額の料金の請求書を発行する。なお、料金には、同等性確認の証明書（以下、「証明書」という。）1部の発行費用を含む。

区分	内容	料金*
新規	建築基準法第20条第1項第一号に規定する建築物で法第77条の56の規定に定める指定性能評価機関による性能評価を受けている建築物 但し、法人において性能評価を受けている場合においては、右記料金の2分1を乗じた額とする。	550,000円 (605,000円)
	上記以外の建築物（時刻歴応答解析を行い指定性能評価機関による性能評価を受けていない建築物）	1,100,000円 (1,210,000円)
変更	建築基準法第20条第1項第一号に規定する建築物で法第77条の56の規定に定める指定性能評価機関による性能評価を受けている建築物 但し、法人において性能評価を受けている場合においては、右記料金の2分1を乗じた額とする。	220,000円 (242,000円)
	上記以外の建築物（時刻歴応答解析を行い指定性能評価機関による性能評価を受けていない建築物）	330,000円 (363,000円)

\*（ ）は消費税等10%を含む料金

- 構造上特殊な建築物など、法人が同等性確認の難易度が高いと判断した建築物については、前項の料金表に記された建築物であっても、同等性確認に必要な料金を別途算定することができる。
- 構造躯体等の劣化対策に関する同等性確認の申込を受けたとき、同等性確認に必要な料金を別途算定することとする。

### (追加料金)

**第3条** 法人は、証明書の発行に際して、申込者より証明書の追加発行、又は再発行を求められた場合、1件ごとに11,000円（消費税等10%を含み12,100円）の料金を前条の請求とは別に請求できる。

**(その他の費用)**

**第4条** 第2条及び第3条の規定にかかわらず、法人は申込者と協議のうえ必要と認められる費用を請求できる。

**(料金等の収納)**

**第5条** 料金等の収納は、法人の指定する金融機関への振込によるものとする。

2 前項にかかわらず、法人が認める場合においては、申込者の要望による別の収納方法によることができる。

3 前2項において、収納に要する費用は、申込者の負担とする。

**(料金等の返還)**

**第6条** 法人は、業務規程第18条第1項の規定に基づく料金等の返還は、申込者の指定する金融機関へ振込むものとする。この場合、振込に要する費用は、法人の負担とする。